

城東区役所附設会館利用料金減免規程

制 定 令和3年4月1日

最近改定 令和8年7月30日

(趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金の減免に関する要綱第3条に基づき、城東区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

(減免基準)

第2条 利用料金の免除減額は次の各号に定めるところによる。

2 利用料金を免除することができる場合について

(1) 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会団体等、別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため大阪市立城東区民センター（以下「区民センター」という。）を使用するとき。

(2) 区役所が事業を実施するため、及び区役所附設会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、区民ホールを使用するとき。

3 利用料金を減額することができる場合について

地域活動協議会、社会福祉関係団体等、別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため区民センターを使用するとき。

この場合における減額率は、所定の利用料金の2割とする。

4 附属設備利用料金についても、前各号に準じて免除又は減額することができるものとする。

附則

この通知による利用料金の免除及び減額措置は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この通知による利用料金の免除及び減額措置は、令和6年9月12日から実施する。

附則

この通知による利用料金の免除及び減額措置は、令和8年7月30日から実施する。

(別表 1) 城東区民センター利用料金の免除団体 (補則)

一部の団体を除いて、以下の各種団体の行う「区単位の行事等」に限る。

ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体 (条例第 3 条第 1 号～第 3 号該当)

- ・ 城東区内各地域活動協議会
- ・ 城東区地域振興会・赤十字奉仕団 (区及び連合単位の行事等に限る)
- ・ 一般財団法人大阪市コミュニティ協会 城東区支部協議会
- ・ 城東会

イ 社会福祉関係 (条例第 3 条第 1 号、第 3 号該当)

- ・ 城東区社会福祉協議会 (区及び連合単位の行事等に限る)
- ・ 城東区民生委員児童委員協議会 (区及び連合単位の行事等に限る)
- ・ 城東地区保護司会
- ・ 城東区更生保護女性会
- ・ 城東地区協力雇用主会
- ・ 城東地区 B B S 会
- ・ 城東区母と子の共励会
- ・ 城東区 (身体・肢体・視覚・聴言) 障害者福祉会
- ・ 城東区肢体不自由児 (者) 父母の会
- ・ 城東家族会 (精神障害者)
- ・ 城東区老人クラブ連合会
- ・ 大阪府共同募金会城東地区募金会
- ・ 城東区地域自立支援協議会

ウ 社会教育関係 (条例第 3 条第 3 号該当)

ウ-① 校園・PTA 関係

- ・ 城東区 P T A 協議会
- ・ 城東区学校保健協議会
- ・ 城東区学校医会
- ・ 城東区学校歯科医会
- ・ 城東区学校薬剤師会

ウ-② こども・青少年健全育成関係

- ・ 城東区青少年健全育成推進会議
- ・ 城東区青少年福祉委員連絡協議会

- ・ 城東区青少年指導員連絡協議会
- ・ 城東区子ども会育成連合協議会
- ・ 城東区二十歳のつどい実行委員会
- ・ 城東区青年団体協議会

ウ-③ 生涯学習・スポーツ振興関係

- ・ 城東区スポーツ・レクリエーション協会
- ・ 城東区スポーツ推進委員協議会
- ・ 城東区視聴覚教育協議会
- ・ 大阪市生涯学習推進員城東区連絡会
- ・ 大阪市城東区生涯学習推進会議
- ・ 城東図書館

ウ-④ 人権関係

- ・ 城東区人権啓発推進会議

エ その他の団体

エ-① 公正な選挙の執行等に資する団体（条例第3条第3号該当）

- ・ 城東区選挙管理委員会
- ・ 城東区明るい選挙推進協議会

エ-② 防災・防犯・交通安全を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

- ・ 城東防犯協会
- ・ 城東防火協力会
- ・ 城東交通安全協会
- ・ 交通事故をなくす運動城東区推進本部
- ・ 城東区安全なまちづくり推進協議会

エ-③ 保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

- ・ 城東区食品衛生協会
- ・ 城東区医師会
- ・ 城東区歯科医師会
- ・ 城東区薬剤師会
- ・ 城東区健康づくり推進協議会（みどりの会）
- ・ 城東区食生活改善推進員協議会

エ-④ 商工業の振興等を主たる目的とする団体・納税関係団体（条例第3条第1号該当）

- ・ 城東区商店会連盟
- ・ 城東鶴見工業会
- ・ 城東納税協会
- ・ 城東納税貯蓄組合連合会

エ-⑤ その他区長が必要と認める団体（条例第3条第1号該当）

- ・ 城東区ゆめ～まち～未来会議

(別表2) 城東区民センター利用料金の減額団体 (補則)

以下の各種団体の行う行事で、地区・支部単位の行事など別表1の補則に該当しないもの。

ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体 (条例第3条第1号～第3号該当)

- ・ 城東区地域振興会・赤十字奉仕団

イ 社会福祉関係 (条例第3条第1号、第3号該当)

- ・ 城東区社会福祉協議会
- ・ 城東区民生委員児童委員協議会
- ・ 城東地区保護司会
- ・ 城東区更生保護女性会
- ・ 城東区母と子の共励会
- ・ 城東区老人クラブ連合会

ウ 社会教育関係 (条例第3条第3号該当)

ウ-① 校園・PTA関係

- ・ 城東区PTA協議会

ウ-② こども・青少年健全育成関係

- ・ 城東区青少年福祉委員連絡協議会
- ・ 城東区青少年指導員連絡協議会
- ・ 城東区子ども会育成連合協議会

ウ-③ 生涯学習・スポーツ振興関係

・ 城東区スポーツ・レクリエーション協会 (構成団体の主催するもの、区が共催しないもの)

- ・ 城東区スポーツ推進委員協議会

ウ-④ 人権関係

該当なし

エ その他の団体

エ-① 公正な選挙の執行等に資する団体 (条例第3条第3号該当)

該当なし

エ-② 防災・防犯・交通安全を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

- ・ 城東防犯協会

エ-③ 保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

該当なし

エ-④ 商工業の振興等を主たる目的とする団体・納税関係団体（条例第3条第1号該当）

該当なし

エ-⑤ その他区長が必要と認める団体（条例第3条第1号該当）

該当なし